

2017(平成 29)年度 入学者用

履修案内

履修案内 二〇一七(平成二十九)年度

千葉大学大学院 教育学研究科 専門職学位課程 高度教職実践専攻

千葉大学大学院 教育学研究科
専門職学位課程 高度教職実践専攻

目 次

I	教育学研究科高度教職実践専攻概要	1
	1. 教育学研究科高度教職実践専攻の教育目的と特徴	1
	2. 教育課程編成の方針	1
	3. 学位授与の方針	1
	4. 各分野の概要と教育プログラムの特徴	2
II	履修方法	3
	1. 履修基準	3
	2. 授業科目一覧	
	高度教職実践専攻	5
	3. 履修登録	7
	4. 成績評価基準	7
	5. 長期履修学生制度	7
	6. 教育職員免許状の取得方法	7
III	学生生活	9
V	教育学研究科規程	14
VI	大学院学則・学位規程	

千葉大学大学院学則および千葉大学学位規程は、千葉大学規程集からご覧ください。

http://www1.g-reiki.net/chiba-u/reiki_menu.html

I 教育学研究科高度教職実践専攻概要

1 教育学研究科高度教職実践専攻の教育目的と特徴

教育学研究科は、「学部における一般的並びに専門的教育を基礎とし、広い視野に立って精深な学識を授け、教育の理論・実践を創造的に推進し得る人材を育成すること」（千葉大学大学院教育学研究科規程第2条）を目的としています。

今日の学校には、少子化、グローバル化、情報通信技術の進展など、社会の急激な変化に伴う教育課題への対応とともに、特別なニーズをもつ児童生徒への対応や家庭の教育力の低下、貧困等、現場での複雑化する諸課題への対応が必要となっています。

このような状況の中で、教員には知識・技能の絶えざる刷新が求められています。社会の状況の変化に伴う課題を幅広い視点からとらえ対応ができる実践的指導力やそのような課題に対して学校（教師集団）が機能的・効果的に活動できるようなマネジメント力が必要とされています。

本専攻では、学部段階の資質能力を習得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となりうる新人教員の養成や、リーダーとしての意欲や適性を有する教員に対して、学校経営や生徒指導等の高度な専門的知識を体系的に学び、リーダーとして活躍できる教員を養成することを目的としています。

2 教育課程編成の方針

高度教職実践専攻は、学校運営・管理上の諸問題、児童生徒の不適応行動にかかわる教育相談・カウンセリングなどの学校実践領域における先鋭的な問題を取り扱う内容（分野別科目：スクールマネジメント分野、学校教育臨床分野）を設け、個々の学生のニーズに応じ、それぞれの領域についての専門性を身につけたミドルリーダーを養成します。

3 学位授与の方針

専門職学位課程（教職大学院の課程）では、学士課程で築いた基礎学力及び教育関連職の経験の上に、以下の知識・能力を修得する

「自由・自立の精神」

学校教育に関する広い視野に立ち、多様な知の基盤を活用して、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察力に基づき、主体的に行動できる。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」

学校教育に関する専門的知識と教育実践との往還を通して得た実践的知識・技能を基盤として、学部新卒学生は新たな学校づくりの有力な一員となる実践力を、現職教員等の学生はスクール・マネジメント及び学校教育臨床の領域において、学校や地域のリーダーとして活躍できる高度な実践的指導力を習得し、教育および地域社会の発展のために積極的に役立てることができる。

「専門的な知識・技術・技能」

教師としての資質向上を目指す「共通科目」、専門性を高める「分野別科目」、「現代的教育課題科目」の履修を通して、個々の学生のもつ教育課題を多面的、総合的に分析し、その実態に即した指導実践を展開する能力を涵養する。

同時に、教員集団、保護者、地域社会との連携、協力を円滑に進めるために、グループ討議や発表会等を通してコミュニケーションやプレゼンテーションの能力を高める学修機会を提供する

「高い問題解決能力」

学校のグローバル化や情報通信技術の進展、子どもの貧困、特別なニーズを持つ児童生徒への対応などの時代の変化や複雑化に伴う教育課題に対応できる最新の知見と技能を備え、現代的教育課題に積極的に取り組むことができる。

4 各分野の概要と教育プログラムの特徴

(1) スクールマネジメント分野

学級経営・学校経営に関する優れた知見と技能を身につけ、学内外でのリーダー的な役割を果たすことができる教職員、学校の仕組みを制度や予算面から理解するとともに、地域と協働して学校経営に当たる実践的能力を身につけた教職員の養成を目指します。

現職教員等の学生に対しては、個々の能力、経験を踏まえた高いレベルの教育内容により、修了後は教育行政及び学校のみドルリーダーとして活躍できる人材となるように養成します。

学部新卒者については、チームとして組織的に諸課題に取り組むことができる「チーム学校」の有力な教職員となるように養成します。

(2) 学校教育臨床分野

生徒指導・進路指導上の諸課題に組織として対応する体制の中核を担う教員、様々な問題行動や不適応行動に対して、その深い理解と対処方法を知り、問題解決に当たることができる教員の養成を目指します。

現職教員等の学生に対しては、地域や学校での生徒指導のリーダー的な役割を果たせる、より高度な知識や技術の習得を、学部新卒者には学校現場での事例研究や現職教員等の学生との交流・学び合いを通して、修了後に生徒指導上の課題に対して現場で即戦力となりうる実践力の習得を求めます。

Ⅱ 履修方法

1. 履修基準

本専攻を修了するためには、下表の基準により所定の単位を修得することが必要となります。なお、修了のための履修基準と教育職員免許状取得のための必要単位数は異なります。また、現職教員等ではない学生は、一部の共通科目が必修となります。

1) スクールマネジメント分野

<現職教員等学生>

科目区分		必修	選択必修	最低修得単位数
共通科目	①教育課程の編成・実施に関する領域		2	20
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域		2	
	③生徒指導，教育相談に関する領域		2	
	④学級経営，学校経営に関する領域		2	
	⑤学校教育と教員のあり方に関する領域	4		
分野別科目	スクールマネジメント分野科目		4	4
	学校教育臨床分野科目			
現代的教育課題科目				7
実践研究指導科目		4		4
実習科目		10		10
計				45

<現職教員等ではない学生>

科目区分		必修	選択必修	最低修得単位数
共通科目	①教育課程の編成・実施に関する領域	3		20
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域	2		
	③生徒指導，教育相談に関する領域	2		
	④学級経営，学校経営に関する領域	4		
	⑤学校教育と教員のあり方に関する領域	4		
分野別科目	スクールマネジメント分野科目		4	4
	学校教育臨床分野科目			
現代的教育課題科目				7
実践研究指導科目		4		4
実習科目		10		10
計				45

2) 学校教育臨床分野

<現職教員等学生>

科目区分		必修	選択必修	最低修得 単位数
共通科目	①教育課程の編成・実施に関する領域		2	20
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域		2	
	③生徒指導, 教育相談に関する領域		2	
	④学級経営, 学校経営に関する領域		2	
	⑤学校教育と教員のあり方に関する領域	4		
分野別科目	スクールマネジメント分野科目			4
	学校教育臨床分野科目		4	
現代的教育課題科目				7
実践研究指導科目		4		4
実習科目		10		10
計				45

<現職教員等ではない学生>

科目区分		必修	選択必修	最低修得 単位数
共通科目	①教育課程の編成・実施に関する領域	3		20
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域	2		
	③生徒指導, 教育相談に関する領域	4		
	④学級経営, 学校経営に関する領域	2		
	⑤学校教育と教員のあり方に関する領域	4		
分野別科目	スクールマネジメント分野科目			4
	学校教育臨床分野科目		4	
現代的教育課題科目				7
実践研究指導科目		4		4
実習科目		10		10
計				45

[履修にあたっての諸注意]

- ① 履修基準に対応する開設授業科目は、「2. 授業科目一覧」のとおりです。
- ② 教育学研究科修士課程や、教育学研究科以外の研究科が開講する授業科目を履修したい場合は、事前に申し出てください。
- ③ 同一名称の授業科目を2回以上履修しても、単位は一科目分しか認められないので注意してください(「○○Ⅰ, Ⅱ…」のように、Ⅰ, Ⅱで授業内容が異なることを示しています)。
- ④ 当該授業時数の1/5を超えて欠席した者は、原則として単位認定の資格を失います。

3) グローバル対応リーダープログラム

日本に住む外国籍の児童生徒に対する指導法を学ぶプログラムとして、グローバル対応リーダープログラムを設けています。このプログラムの参加を希望する学生は、次ページの授業科目一覧で必修と表示されている8科目を履修し、10単位修得することで修了証書を授与されます。

2. 授業科目一覧 高度教職実践専攻

授業名称	配当年次	授業方法	単位数	修了要件上の区分	教員免許法に対応する分類					グローバル 対応 リーダー プログラム	
					免許法区分	小	中	高	幼		養護
カリキュラム・マネジメント論	1・2	講義	2	共通科目①（選必）（非現ス・非現臨必修）	教職	○	—	—	○	—	
道徳教育実践研究	1・2	演習	1	共通科目①（選必）（非現ス・非現臨必修）	教職	—	○	—	—	—	
特別活動実践研究	1・2	演習	1	共通科目①（選必）	教職	—	○	○	—	—	
学校行事の事例研究	1・2	演習	1	共通科目①（選必）	教職	—	○	○	—	—	
教科学習心理学と授業づくり	1・2	演習	1	共通科目②（選必）（非現ス・非現臨必修）	教職	○	○	○	○	○	
教材と授業の分析・開発	1・2	演習	1	共通科目②（選必）（非現ス・非現臨必修）	教職	○	○	○	○	○	
海外教育事情の関連指標の活用	1・2	演習	2	共通科目②（選必）	教職	○	○	○	○	—	
教育での情報通信メディアの活用	1・2	演習	2	共通科目②（選必）	教職	—	○	○	—	—	
情報教育特講	1・2	演習	1	共通科目②（選必）	教職	—	○	○	—	—	
教育心理臨床学	1・2	講義	1	共通科目③（選必）（非現ス・非現臨必修）	教職	○	○	○	○	○	
子どもの臨床研究	1・2	講義	1	共通科目③（選必）（非現ス・非現臨必修）	教職	○	—	—	○	—	
児童虐待に関わる事例研究	1・2	演習	2	共通科目③（選必）	教職	○	○	○	○	○	
教育臨床ケースカンファレンスⅠ	1・2	演習	2	共通科目③（選必）（非現臨必修）	教職	○	○	○	○	○	
教育臨床ケースカンファレンスⅡ	1・2	演習	2	共通科目③（選必）	教職	○	○	○	○	○	
スクールマネジメント論	1・2	講義	2	共通科目④（選必）（非現ス必修）	教職	○	○	○	○	○	
教育行財政と学校	1・2	講義	1	共通科目④（選必）	教職	○	○	○	○	○	
学級経営の理論と応用	1・2	演習	1	共通科目④（選必）（非現ス・非現臨必修）	教職	○	○	○	○	○	
学校評価制度論	1・2	講義	1	共通科目④（選必）	—	—	—	—	—	—	
地域教育と新たな学校づくり	1・2	演習	1	共通科目④（選必）	教職	○	○	○	○	○	
保護者対応事例研究	1・2	演習	2	共通科目④（選必）	教職	○	○	○	○	○	
学級経営・学校経営に関する諸問題	1・2	演習	1	共通科目④（選必）（非現ス・非現臨必修）	教職	—	○	○	○	—	
ミドルリーダー養成特別演習	1	演習	2	共通科目⑤（必修）	教職	○	○	○	○	○	
教員研修特別演習	1	演習	2	共通科目⑤（必修）	教職	○	○	○	○	○	
教育委員会と学校	1・2	演習	1	共通科目⑤（選必）	教職	○	○	○	○	○	
危機管理論	1・2	講義	1	共通科目⑤（選必）	教職	○	○	○	○	○	
教員のメンタルヘルス	1・2	演習	1	共通科目⑤（選必）	教職	○	○	○	○	○	
学校経営の理論と実際Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目（ス）（ス選必）	教職	○	○	○	○	○	
学校経営の理論と実際Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目（ス）（ス選必）	教職	○	○	○	○	○	
学校の国際化Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目（ス）（ス選必）	教職	○	○	○	○	○	必修
学校の国際化Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目（ス）（ス選必）	教職	○	○	○	○	○	必修
教育政策と学校Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目（ス）（ス選必）	教職	○	○	○	○	○	
教育政策と学校Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目（ス）（ス選必）	教職	○	○	○	○	○	
教育臨床の視角と実践Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目（臨）（臨選必）	教職	○	○	○	○	○	
教育臨床の視角と実践Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目（臨）（臨選必）	教職	○	○	○	○	○	
学校教育と児童福祉の連携Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目（臨）（臨選必）	教職	○	○	○	○	○	
学校教育と児童福祉の連携Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目（臨）（臨選必）	教職	○	○	○	○	○	
子どもの抱える困難とその支援Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目（臨）（臨選必）	教職	○	—	—	○	—	
子どもの抱える困難とその支援Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目（臨）（臨選必）	教職	○	—	—	○	—	

授業名称	配当年次	授業方法	単位数	修了要件上の区分	教員免許法に対応する分類						グローバル 対応 リーダー プログラム
					免許法区分	小	中	高	幼	養護	
情報社会と情報モラル	1・2	講義	1	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	
人権教育と子どもの権利条約	1・2	演習	1	現代的教育課題科目	教職	○	○	○	○	○	
人権教育とジェンダー	1・2	演習	1	現代的教育課題科目	教職	○	○	○	○	○	
発達が気になる子どもの心理学	1・2	講義	2	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	
特別支援教育に関わる実践的理論	1・2	講義	2	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	
自閉症スペクトラムの認知心理学	1・2	演習	2	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	
発達障害児の発達支援	1・2	演習	2	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	
小中学校における特別支援教育論	1・2	講義	2	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	
健康教育における行動科学の活用	1・2	演習	2	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	
国際性を育てる道徳教育	1・2	演習	1	現代的教育課題科目	教職	○	—	—	—	—	必修
国際化への教育メディアの活用	1・2	演習	1	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	必修
外国語特別研究	1・2	演習	1	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	必修
多文化時代のシティズンシップ教育	1・2	講義	1	現代的教育課題科目	教職	○	○	○	○	○	必修
学校の国際化比較研究A	1・2	演習	1	現代的教育課題科目	教職	○	○	○	○	○	必修
学校の国際化比較研究B	1・2	演習	1	現代的教育課題科目	教職	○	○	○	○	○	必修
ASEAN展開授業研究	1・2	演習	1	現代的教育課題科目	—	—	—	—	—	—	選択
専門教職実践研究法	1	演習	3	実践研究指導（必修）	—	—	—	—	—	—	
実践研究報告	2	実習	1	実践研究指導（必修）	—	—	—	—	—	—	
高度教育実践Ⅰ	1	実習	3	実習（必修）	教職	○	○	○	○	○	
高度教育実践Ⅱ	1	実習	3	実習（必修）	教職	○	○	○	○	○	
高度教育実践Ⅲ	2	実習	4	実習（必修）	教職	○	○	○	○	○	
高度教育実践Ⅳ	2	実習	1	実習	教職	○	○	○	○	○	選択

※修了要件上の科目区分の略号については以下のとおりです。

- ①：①教育課程の編成・実施に関する領域
- ②：②教科等の実践的な指導方法に関する領域
- ③：③生徒指導，教育相談に関する領域
- ④：④学級経営，学校経営に関する領域
- ⑤：⑤学校教育と教員の在り方に関する領域
- （ス）：スクールマネジメント分野
- （臨）：学校教育臨床分野
- 非現ス：スクールマネジメント分野の現職教員等ではない学生
- 非現臨：学校教育臨床分野の現職教員等ではない学生
- 選必：選択必修科目

3. 履修登録

履修登録はWebにより年2回、4月と10月に行います。履修登録の仕方については、ガイダンスの際にお知らせします。なお、別冊子「時間割」に綴ってある「受講票」を各授業の第1回目に授業担当教員へ提出してください。

4. 成績評価基準

成績評価は、出席状況、レポート、期末試験等を総合して行う等、その割合や具体的な評価方法については、授業科目ごとにWeb上のシラバスに掲載します。当該授業科目における成績の評価は、90点以上100点以下を「秀」、80点以上89点以下を「優」、70点以上79点以下を「良」、60点以上69点以下を「可」、59点以下を「不可」の5段階で評価します。

5. 長期履修学生制度

大学院設置基準第15条は、長期にわたる教育課程の履修を認めることができるとしています。本研究科ではこれを受けて、長期履修学生制度を設けています。長期履修学生制度は、職務を有している等の事情で、通常の学生よりも1年間または1学期間に修得可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限されるため、本研究科の標準修業年限（2年間）を超えた在学をしなければ課程を修了することが出来ないと考えられる者に対して、申請に基づき研究科が審査し、標準修業年限を超えた在学をあらかじめ認められたうえで在学し、計画的に教育課程を履修し、学位の取得を認める制度です。詳細は、学務室にお問い合わせください。

6. 教育職員免許状の取得方法

- (1) 本研究科の各専攻において取得できる教育職員免許状（以下「教員免許状」）は、別表1のとおりです。「1. 履修基準」の中でも触れましたが、本研究科を修了すれば自動的に教員免許状が取得できるわけではありません。教員免許状を取得する場合は、以下の注意事項を参考にして取得しようとする教員免許状の種類に対応した科目の履修を行ってください。なお、他教科の教員免許状も取得することができますが、詳細については学務室で説明を受けてください。また、本研究科で取得することができる教員免許状は専修免許状のみです。一種免許状や二種免許状を取得することはできません。
- (2) 教員免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数は、別表2のとおりです。
- (3) 取得しようとする教員免許状の種類（免許教科）に対応する専門職学位課程の開設授業科目は、「2. 授業科目一覧」のとおりです。必要に応じて修士課程の開設授業科目も履修できます。授業科目と対応する教員免許状の種類（免許教科）に注意のうえ、必要な単位を修得してください。

【別表 1】

専 攻	取得できる教員免許状の種類（教科）
高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 （国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭専修免許状 （国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，家庭，情報，工業，英語） 幼稚園教諭専修免許状 養護教諭専修免許状

【別表 2】

教員免許状の種類	基 礎 資 格	最低修得単位数	教育職員免許法規定区分
小学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び小学校教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
中学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び中学校教諭一種免許状（取得を希望する免許教科の一種免許状）を有すること	24	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び高等学校教諭一種免許状（取得を希望する免許教科の一種免許状）を有すること	24	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び幼稚園教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
養護教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び養護教諭一種免許状を有すること	24	養護又は教職に関する科目

(例) 中学校教諭専修免許状（国語）を取得する場合に必要な要件 ① 中学校教諭一種免許状（国語）を有していること ② 中学校教諭専修免許状（国語）に使用できる授業科目を24単位分修得すること ③ 本研究科を修了すること（教職修士（専門職）の学位を有すること）
--

Ⅲ 学生生活

1. 学生の生活及び修学上の支援体制について

本研究科では、学生生活全般(健康, 修学, 修了, 進学, その他)について、相談の必要が生じた場合は、教員が親身になり相談に応じてくれる学生生活相談制度が整っています。相談員は2名です。

教育学部学生相談員一覧

学生相談員	研究室電話番号	室 番 号
花 澤 寿	043(290)2630	研究室 4310 室
植 木 節 子	043(290)2610	研究室 3204 室

基本的には指導教員と相談者とで相談が行なわれ、さらなる支援が必要な場合は前述の学生相談員や学生相談室の協力を依頼します。学生相談室は全学の組織で、相談の内容によってグランドフェロー学生相談室, 総合安全衛生管理機構学生保健部学生相談室, 国際教育センター等と連携しながら、学生の相談に応じるようになっていきます。これらの組織はもちろん修学上の問題だけでなく、学生生活をおくる上でさまざまな問題に対して行なわれています。

2. 授業料の納入, 免除及び徴収猶予について

授業料納入については、原則として口座引落方式(学生又は保護者等の銀行・郵便局等における預・貯金口座から自動引き落としにより授業料を納入)により行います。

経済的理由によって授業料の納入が困難であり、やむを得ない事情があると認められた場合については、申請に基づき選考のうえ、授業料を免除又は徴収を猶予することがあります。詳細については学務部学生支援課に問い合わせてください。

納期を過ぎても授業料を納入しない者は除籍されることになっていきますので、十分に注意してください。

3. 奨学制度について

たとえ優秀な学生であっても、経済的理由により修学に支障をきたす場合があります。これらの学生に対して国あるいは都道府県等において育英制度を設け、有用な人材を育成する目的で学資を貸与するのが奨学金です。

(1) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、学力及び家計を考慮して採用の可否が決められます。奨学金の支給は銀行振込みによって行われ、貸与期間は最短修業年限です。

詳細については、学務部学生支援課で確認してください。また、教育学部の奨学金関係掲示板にそのつど募集内容等を掲示しますので確認してください。

(2) その他の奨学金

日本学生支援機構の奨学金ほか、出身都道府県市町村においても独自の奨学金貸与制度がある場合もあります。直接、出身都道府県市町村に、若しくは学務部学生支援課又は教育学部学務室学生支援係に問い合わせてください。

私費外国人留学生の奨学金については、学務部留学生課又は教育学部学務室学生支援係に問い合わせてください。

4. 学生の健康と保健について

(1) 健康管理

千葉大学の総合安全衛生管理機構は、学生及び教職員の健康増進を目的として設置された施設です。学生及び教職員の疾病・負傷等の応急診察や治療、健康の増進に関する相談を受ける一方、専門医療機関への紹介等を専任の学校医が円滑に行っています。学生の休業期間を除く月曜日から金曜日まで、一般診療窓口受付時間(9:30～11:00, 13:00～15:50)に受診してください。

(2) 一般定期健康診断

毎年4月～5月に実施する一般定期健康診断は、その日程や受検項目などを掲示するので、必ず受診しなければなりません。この健康診断を受診しておくと、就職・進学等の際に健康診断書の交付を受けることができます。なお、詳細な手続き等は、別冊「千葉大学総合安全衛生管理機構のしおり」を参照してください。

(3) 千葉大学学生保健互助会

千葉大学学生保健互助会は、学生理事と教職員理事とで運営する大学独自の学生相互救済保険医療制度です。

修学中の不慮の疾病又は負傷等により医療機関で治療を受けた場合、全治後速やかに「給付金請求書」を総合安全衛生管理機構1階事務室へ提出すれば医療費に対して給付金が本人の口座に振り込まれます。給付金請求手続の詳細は、別冊「学生生活のために」を参照してください。なお、疾病・負傷等の事故が発生したときは早めに総合安全衛生管理機構に届け出てください。

(4) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生の体育実技をはじめ、講義、実験、実習及び演習の授業中や課外活動中に発生する不慮の事故による負傷又は後遺症等、あるいは死亡した場合に給付される相互共済保険制度です。詳細は、別冊「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。なお、災害・傷害等の事故が発生したときは早めに学務部学生支援課に届け出てください。

(5) 学研災賠償責任保険（付帯賠償…上記の学研災の加入者が加入できる保険です）

この保険は、大学が、正課、学校行事、課外活動として認めたインターンシップ・ボランティア活動等において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した場合の損害を賠償する保険制度です。詳細については学務部学生支援課へ問い合わせてください。

5. 通学定期乗車券・学生割引証について

(1) 通学定期乗車券

通学定期乗車券（JR，私鉄）を購入する場合は，学生証（身分証明書）裏面の通学定期乗車券発行控（シール）に，現住所，通学区間（通学区間変更の場合を含む）を記入し，購入してください。シールは，教育学部学務室学生支援係にあります。バス利用者の場合は，教育学部学務室学生支援係で通学証明書の交付を受けてください。詳細については，別冊「学生生活のために」を参照してください。

(2) 学生割引証

学生割引でJRの100kmを超える乗車券を購入する場合は，証明書自動発行機で学生割引証を各自で発行してください。年間の学生1人当たりには交付できる割引証は10枚以内で，その有効期限は3ヶ月です。詳細については，別冊「学生生活のために」を参照してください。

6. 車両規制について

本学の西千葉地区では，構内歩行者の安全を期すため，車両の入構規制を実施しており，**自動車・自動二輪（原付を含む）による通学は全面的に禁止**しています。ただし，身体に障害がある等，特殊事情のある学生は教育学部学務室学生支援係へ申し出てください。また，自転車で通学する学生は，生協の「すまいアルバイト紹介カウンター」で毎年必ず登録ステッカーを購入し，自転車に貼ってください。ただし，構内移動用のみの自転車は原則として許可していません。なお，指定された場所以外には絶対に駐輪・駐車や車両の放置（附属学校等を含む）をしないでください。特に大学周辺住民の迷惑になるような歩道等へ放置してはいけません。場合によっては強制撤去することがあります。

7. 外国人留学生の諸手続きについて

外国人留学生が一時的に（出国の日から1年又は在留期限までのいずれか短い期間）日本国から出国する場合は，出国前に入国管理局から許可を得る必要はありませんが，空港で出国審査時に在留カードを提示し，「再入国出国記録カード」の「みなし再入国許可による出国を希望」欄にチェックする必要があります。

また，**出国及び再入国する際には大学への届出も必要**となりますので，必ず教育学部学務室学生支援係で手続きをしてください。

日本国政府（文部科学省）から奨学金を受けている国費外国人留学生は，奨学金受給のための在籍確認が必要ですので **毎月初めに教育学部学務室学生支援係で書類にサイン**をしてください。外国政府等から奨学金を受給している留学生は，それぞれ定められた手続きを忘れないように注意してください。

在留期間の更新は3カ月前から出来ます。入国管理局(出張所を含む。)の窓口受付時間は，(9:00～12:00, 13:00～16:00)となっています。

8. 千葉大学附属図書館について

千葉大学の附属図書館は，西千葉地区に附属図書館(本館)，亥鼻地区に亥鼻分館，松戸地区に園芸学部分館があり，学生証を携帯していれば本館・分館いずれの図書も利用できます。詳細については，附属図書館利用案内の冊子やホームページを参照してください。そのほか図書に関する問い合わせは附属図書館閲覧担当へお願いします。

9. 各種の届出及び願出について

在学中に行うすべての手続きは早めに申し込んでください。各種手続きは下表のとおりです。

各種手続一覧

区分	種別	提出先等	期日	備考
授業料関係	授業料納付金の納入	口座引落	前期…… 4月 (ただし、入学時は5月) 後期……10月	授業料に関する問い合わせは、財務部経理課へ
	授業料の月割分納・徴収猶予・免除申請	学務部学生支援課	前・後期申請時期	
履修関係	成績証明書等申込用紙	教育学部学務室	必要となったとき	(1号館1F) 窓口のケース内にある申込用紙
授業関係	指導教員変更届 系変更に関する届け出	教育学部学務室	必要となったとき 系変更を希望する Semester が開始する2ヵ月前まで	
身分異動関係	休学・復学・退学願	教育学部学務室	事実の発生が予想される	事前に窓口へ申し出のこと
	休学延長願	〃	約1ヶ月前まで	〃
	学生割引証・在学証明書	自動発行機※1	必要になったとき	
	学生証再交付願	教育学部学生支援係	事由発生のとき	
	身上異動届	〃	〃	
	住所変更届	〃	〃	
	出国届 再入国届	〃 〃	〃 〃	外国人(国費・私費) 〃
課外活動関係	建物使用願	建物を所管する学部等事務室	3日前まで	教育学部学生で組織する団体については教育学部学生支援係
	掲示許可願	掲示板を所管する学部等事務室	その都度	
	立看板設置願	学務部学生支援課	その都度	
	団体設立届	〃	毎年5月末日まで	〃
	団体員名簿更新届	〃	毎年5月末日まで	〃
	団体解散届	〃	その都度	〃
	学外団体への加入届	〃	加入の都度	〃
	学外における団体活動届	〃	その都度	〃
	集会届	〃	3日前まで	〃
	講師等招聘届	〃	3日前まで	〃
	印刷物発行・配布, 署名	〃	その都度	〃
	運動, 投票等の届	〃	〃	〃
	合宿旅行届	〃	7日前まで	〃

その他	奨学生申請書 健康診断書 学生寮納付金の納入 遺失物, 拾得物, 盗難	学務部学生支援課 自動発行機※1 稲毛寮・無名寮・ 睦寮は, 収入係へ 学務部学生支援課, 教育学部学生支 援係 (③番窓口)	指定した日まで 必要となったとき 毎月末日まで その都度	納入方法は別途指示します。
-----	--	--	---------------------------------------	---------------

※1 証明書自動発行機設置場所 学生支援プラザ, 総合校舎1号館, 工学部管理棟1階。(研究生等は教育学部学生生活担当)

IV 千葉大学大学院教育学研究科規程

制 定 平成16年4月1日
最近改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第55条の規定に基づき、千葉大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究科の目的)

第2条 本研究科は、学部における一般的並びに専門的教育を基礎とし、広い視野に立って精深な学識を授け、教育の理論・実践を創造的に推進し得る人材を育成するとともに教員に求められる高度な知識と実践を基礎とし、教育現場の課題について、理論と実践の融合・往還を通して実践的な指導力やリーダーとしての役割を果たす力量を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

(課程、専攻及び入学定員等)

第3条 本研究科の課程は、修士課程及び専門職学位課程（教職大学院の課程）とし、専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	学校教育学専攻	59	118
専門職学位課程（教職大学院の課程）	高度教職実践専攻	20	40
計		79	158

(転科)

第4条 千葉大学大学院に在学する者で、本研究科に転科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することがある。ただし、専門職学位課程（教職大学院の課程）に転科することはできない。

2 本研究科に在学する学生が、千葉大学大学院の他の研究科（学府を含む。以下同じ。）に転科を志願するときは、事由を具して研究科長に願い出てその許可を得なければならない。ただし、専門職学位課程（教職大学院の課程）に在学する学生は、転科することができない。

第5条 削除

(教育課程及び履修方法)

第6条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。ただし、専門職学位課程（教職大学院の課程）にあつては、研究指導を除くものとする。

2 授業科目、単位数及び履修基準については、千葉大学大学院教育学研究科履修案内の定めるところによる。

3 前項に規定する千葉大学大学院教育学研究科履修案内は、各年度ごとに作成し、原則として当該年度に入学する者に適用するものとする。

4 研究科長は、学生の履修指導及び研究指導（専門職学位課程（教職大学院の課程）の学生にあつては、履修指導）のため、学生ごとに指導教員を定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条 本研究科において、大学院学則第28条の規定に基づき、学生が、職業を有している等の事情により、長期にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修を希望する学生は、事由を具して研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(単位の計算方法)

第8条 本研究科が開設する授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

三 授業を前2号の方法の併用により行う場合は、その割合に応じた時間の授業をもって1単位とし、

その時間は研究科長が別に定める。

(教育方法の特例)

第9条 本研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(考査及び単位認定)

第10条 本研究科の授業科目を履修した学生に対しては考査を行い、合格者に対して単位を与える。

2 考査は、試験又は研究報告等により行う。

3 病気その他の事由により正規の試験を受けることができなかつた者については、願い出により追試験を行うことができる。

4 前2項の試験の結果、不合格の授業科目のある者については、事情により再試験を行うことができる。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第11条 本研究科の学生が、大学院学則第29条の規定に基づき、他の大学院又は千葉大学大学院の他の研究科（以下「他の大学院等」という。）の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、当該課程において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程（教職大学院の課程）の学生が、第1項の規定により履修した授業科目の単位は、45単位の2分の1を超えない範囲で、当該課程において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第12条 修士課程の学生が、大学院学則第30条の規定に基づき、他の大学院等又は研究所等において研究指導を受けることを希望するときは、指導教員を経て、研究科長に願い出て許可を受けるものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導については、修士課程において受けた研究指導とみなす。

(留学)

第13条 本研究科の学生が、大学院学則第17条の規定に基づき外国の大学院へ留学する場合の取扱いについては、前2条の規定を準用する。

2 留学の期間は、1年を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 本研究科の学生が、大学院学則第31条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を希望するときは、別に定めるところにより、指導教員を経て、研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程（教職大学院の課程）の学生について、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、第11条第3項の規定により当該課程において修得したものとみなす単位数及び第15条第3項の規定により免除する単位数と合わせて45単位の2分の1を超えないものとする。

(修了の要件)

第15条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「研究成果」という。）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 専門職学位課程（教職大学院の課程）の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。

3 専門職学位課程（教職大学院の課程）は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(在学期間の短縮)

第16条 専門職学位課程(教職大学院の課程)は、第14条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位(大学院学則第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該課程において修得したものとみなす場合にあつて、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。

(修士論文等の提出時期等)

第17条 修士課程に1年6月以上在学し、原則として15単位以上を修得し、指導教員の承認を得た者は、修士論文又は研究成果(以下「修士論文等」という。)を提出することができる。ただし、前条ただし書の規定に該当する者については、別に定める。

2 前項の修士論文等の提出時期は、毎年12月末までとし、審査は2月末までに行うものとする。ただし、これによりがたい事情のあるときは、研究科長は、提出時期及び審査の日を別に定めることができる。

3 修士論文等の提出手続き等については、別に定める。

(修士論文等の審査及び最終試験)

第18条 修士論文等の審査及び最終試験は、千葉大学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する3名以上の審査委員がこれを行う。

2 修士論文等の審査に当たって必要があるときは、前項の審査委員のほか、本学大学院の他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員(以下「外部審査委員」という。)として加えることができる。

3 前項の外部審査委員を2名以上加える必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該研究科から選出の審査委員は、2名以上とすることができる。

(審査委員の報告)

第19条 審査委員は、修士論文等の審査及び最終試験が終了したときは、その結果を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(学位の授与)

第20条 本研究科の修士課程を修了した者には、修士(教育学)の学位を授与する。

2 本研究科の専門職学位課程(教職大学院の課程)を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

(外国人留学生)

第21条 外国人留学生については、別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期)

第22条 大学院学則第45条、第48条及び第49条に定める科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。ただし、特別研究学生について特別の事情があるときは、学期の途中とすることができる。

(教員組織)

第23条 本研究科の教員組織は、別に定める。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目の履修方法については、当該在学者の入学年度における国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる千葉大学において定められた千葉大学大学院教育学研究科規程の例による。

3 平成23年度の学生収容定員は、第3条の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

専 攻	収容定員
学校教育科学専攻	32
教科教育科学専攻	47

学校教育専攻	5
国語教育専攻	5
社会科教育専攻	5
数学教育専攻	5
理科教育専攻	6
音楽教育専攻	5
美術教育専攻	5
保健体育専攻	5
技術教育専攻	3
家政教育専攻	3
英語教育専攻	5
養護教育専攻	3
学校教育臨床専攻	9
カリキュラム開発専攻	7
特別支援専攻	3
スクールマネジメント専攻	5
計	158

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成17年度の収容定員は、第3条の規定にかかわらず、学校教育専攻は15名、理科教育専攻は11名、技術教育専攻は8名、家政教育専攻は8名、特別支援専攻は3名、スクールマネジメント専攻は5名、計158名とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 平成28年度の学生収容定員は、第3条の規定にかかわらず、学校教育学専攻59名、高度教職実践専攻20名、学校教育科学専攻32名、教科教育科学専攻47名、計158名とする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。